

寒川町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月30日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第38号

寒川町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

寒川町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年寒川町規則第3号）の一部を次のように改正する。

第19条を第20条とし、第18条を第19条とし、第17条を第18条とし、第16条の次に次の1条を加える。

（介護休暇の申出等）

第17条 第14条第2項第6号に規定する会計年度任用職員の申出は、次項から第6項までに定めるところによる。

- 2 会計年度任用職員が介護休暇の申出をする場合は、同号に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の指定を希望する期間の初日及び末日を任命権者に申し出なければならない。
- 3 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第6項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。
- 4 会計年度任用職員は、第2項の申出に基づき前項若しくは第6項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第6項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を任命権者に対し申し出なければならない。
- 5 任命権者は、会計年度任用職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の

指定の申出があった場合には、第3項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

- 6 第3項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、申出の期間又は第2項の申出に基づき第3項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第4項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり公務の運営に支障がある日又は時間であることを理由として休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同理由により休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。